

国保の『**限度額適用認定証**』・『**限度額適用・標準負担額減額認定証**』の更新をしましょう。

○医療機関で受診し、1か月の自己負担限度額を超えたときは、病院の窓口で「限度額適用認定証」提示することで、支払額が自己負担限度額までとなり、多額の現金を支払う必要がありません。

現在発行されている「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限が7月31日で切れます。8月1日以降、必要な方は下記により更新の手続きをしましょう。

「**限度額適用認定証**」、「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」の交付申請方法等

- ① 申請を行う際に、国民健康保険税の滞納がないことが要件です。
- ② 医療費が高額になりそうなときは、お問い合わせの上、申請してください。
持参するもの・・・保険証、印鑑（認印でも可）
- ③ 外来および入院するときに、認定証を病院に提示してください。
- ④ 長期入院（1年間に90日以上）該当候補者の方は更新の手続きの際に入院の期間がわかるもの（入院期間が記載された領収書等）をご持参ください。

未申告者の皆様へ

高額療養費制度の自己負担限度額は、申告されている方はその所得に応じた金額になりますが、世帯に未申告者が1人でもいる場合は、一番自己負担限度額が高い区分ア【1ヶ月の限度額、が約26万円】が適用されます。まだ申告がお済でない方はお早めに申告ください。

お問い合わせ 福祉課 保険・年金班 国保担当 ☎985-7124

“**子どもとのかかわり方のコツ講座**” **参加者募集**

「お片付けができない」「何度言っても聞かない」とつい子どもを叱りすぎてしまう…。

また、「もっと上手に子どもと関わりたいけど、どんなふうにしたらいいのかわからない」など、ちょっとした育児の困り事はありませんか？

お子さんと家庭で一緒に楽しく過ごす方法やコツを、支援者や子育て仲間と一緒に考えませんか。

【日 程】（全3回）

令和2年8月14日（金） 8月28日（金） 9月11日（金） 10：00～12：00

※可能な限り全日程への参加をお願いします。

【参加対象者】

小学3年生までの子をもつお父さん・お母さん（夫婦での参加もOK）

【講 師】松尾 理沙（公認心理師）

【場 所】久米島町役場 仲里庁舎 和室（予定）

【費 用】無料

【申し込み方法】

福祉課窓口または電話、メールにてお申込みください。

久米島町役場福祉課（担当：保健師 新垣）

TEL：985-7124 Email：t-arakaki@town.kumejima.lg.jp

【申し込み期間】8月7日（金）まで（土日・祝祭日を除く）

お問い合わせ 福祉課 健康づくり班 ☎985-7124

